

河合町と畿央大学との包括的な連携協力に関する協定書

河合町（以下、「町」という。）と畿央大学（以下、「大学」という。）は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、多様な分野で協力していくために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町と大学が包括的な連携のもと、相互に協力し、町の持続的な発展と大学の研究促進・人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 町及び大学は、次に掲げる事項について連携協力する。

- （1）町及び大学の魅力向上・活性化に関すること。
- （2）教育・研究・文化・スポーツ・食と農の振興・発展に関すること。
- （3）人材育成に関すること。
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに町及び大学のいずれからも改定の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（経費）

第4条 町及び大学が、連携協力して実施する事業の経費については、個別の事業ごとに協議するものとする。

（秘密保持）

第5条 町及び大学は、連携実施にあたり知り得た秘密情報を、第三者に開示もしくは漏洩し、または第1条に定める目的以外の目的に利用してはならない。

ただし、以下の事項は除くものとする。

- （1）相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの。
- （2）相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの。
- （3）相手方から開示された時点で、守秘義務を負うことなく既に開示を受けた当事者が保有していたもの。
- （4）法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの。

2 町及び大学は、本協定終了後も前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（反社会的勢力）

第6条 町及び大学は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同条第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物との一切の関係を持たないことを確約する。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、町及び大学が協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、町及び大学が署名捺印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和4年9月28日

河合町長

清原和人

畿央大学長

冬木正彦